

鳴門市障害者計画

第5期鳴門市障害福祉計画

第1期鳴門市障害児福祉計画

概要版

障がいのある人もない人も、ともに、
地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり



「障害」及び「障がい」の表記について

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- 「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「組織名」、「事業等の固有名称」などについてはそのまま表記します。

平成30年3月

鳴門市

計画策定にあたって

❖ 計画について

この計画は、「鳴門市障害者計画」、「第5期鳴門市障害福祉計画」、「第1期鳴門市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「鳴門市障害者計画」は、障がい者支援に関する市政全般にわたる計画で、平成23年度に策定したものをこのたび改定しました。

「第5期鳴門市障害福祉計画」及び「第1期鳴門市障害児福祉計画」は、福祉サービスの円滑な提供のため、必要見込み量と提供体制の確保策を定めたものです。

これらにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

◆ 計画期間

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
鳴門市障害者計画	→					
第5期鳴門市障害福祉計画	→					
第1期鳴門市障害児福祉計画	→					

❖ 「障がい者」の範囲と人数

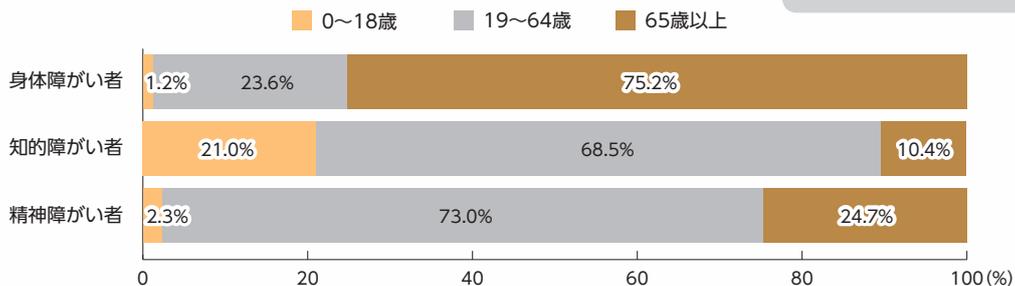
計画の対象となる「障がい者」は、障害者手帳をお持ちの方だけでなく、精神障がい、発達障がい、難病など、様々な障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

◆ 本市の障がい者数の推移

	障害者手帳所持者			精神通院自立支援医療受給者数*	難病の方(指定医療費助成対象者)
	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者		
平成17年度	2,361	369	170	257	414
平成28年度	2,641	556	437	448	624

※精神障害者保健福祉手帳所持者を除く、平成17年度の値は自立支援医療制度開始後の平成18年度の値。

◆ 平成28年度の障害者手帳所持者の年齢構成



障がい者数は増加傾向で推移しています。

身体障がい者の高齢化が進んでいます。

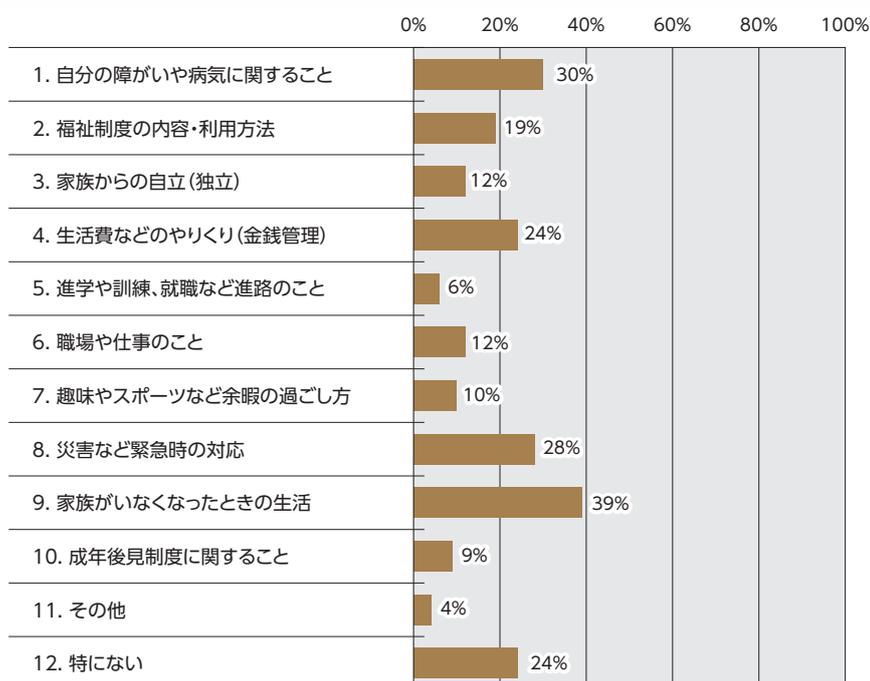
❖ 市民の意識・ニーズ

計画策定の基礎資料とするため、障がい者団体や障がい者支援関係者に意見を聴取するとともに、市民を対象にアンケート調査を実施しました。

◆ 平成28年12月アンケート調査の実施状況

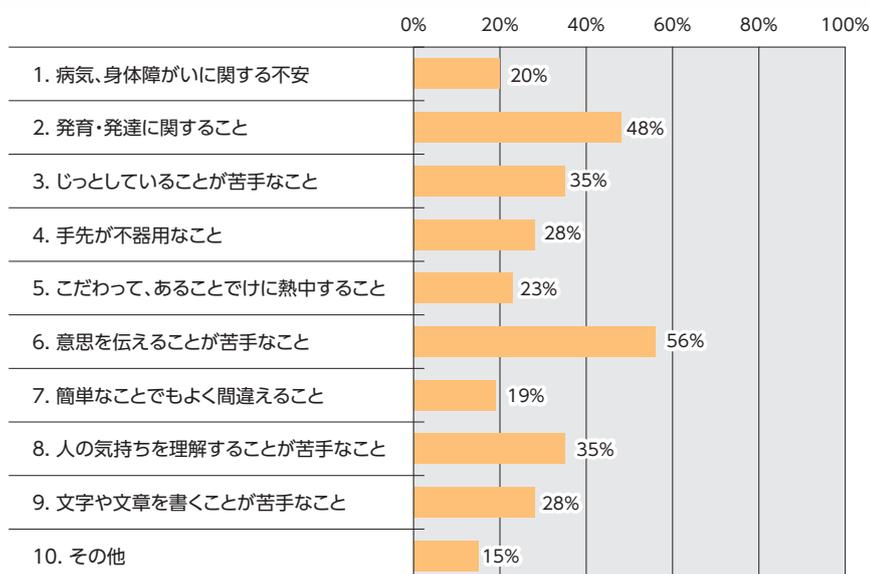
調査票の種類	配布数	回収数	回収率
障がい者用調査	2,062	975	47.3%
子ども用調査	188	93	49.5%
市民用調査	750	260	34.7%

◆ 悩んでいることや、わからないで困っていること（障がい者用調査）



障がい者は、「家族がいなくなったときの生活」、「自分の障がいや病気に関すること」、「災害など緊急時の対応」、「生活費などのやりくり(金銭管理)」など、様々なことで悩んだり、困っていることがわかりました。

◆ 発育・発達に関することで気になること（子ども用調査）



障がい児や、障害児通所支援を利用している子どもの保護者は、「意思を伝えることが苦手なこと」など、発育・発達に関する様々なことに不安や悩みを持っています。発育・発達促進のための支援を強化することで、こうした不安や悩みを軽減していくことが期待されています。

鳴門市障害者計画

平成30年度～35年度の6年間における、市政全般にわたる障がい者施策推進のため、「鳴門市障害者計画」を定めます。

❖ 基本理念

障がいのある人もない人も、ともに、
地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり



障がいがあっても、障がい者が自分の住まいや生活について選択・決定できるように支援するとともに必要なサービス等を受け、安心して地域で生活できるまちづくりをすすめます。

❖ 推進の基本方針

障がい者施策を推進していく基本方針として、以下の3つを位置づけます。

① 障がい者への意思決定支援、権利擁護支援の推進

- ◎障がい者の自立した生活のため、自己選択・自己決定を最大限に尊重します。また、必要に応じて意思決定や権利擁護への支援を行います。
- ◎障がいを理由とする差別の解消、障がい者虐待の防止、養護者への支援の強化に取り組みます。

② ライフステージに応じた切れ目のない支援

- ◎障がいや発達に課題のある子どもに対して、早期発見・早期療育、障がい程度に応じたきめ細かな支援や教育を行います。
- ◎障がいの特性やニーズに応じた日中活動・就労による社会参加を促進します。
- ◎障害福祉サービス利用者の介護保険サービスへの移行（併用）について、適切な支援を継続します。
- ◎住み慣れた地域で生活できるよう、保健・医療・教育・就労・高齢者福祉分野及び障がい福祉分野による一貫した支援を提供します。

③ 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の推進

- ◎障がい者と介護を要する保護者世帯や、医療を必要とする精神疾患・難病患者等、複合的な課題を抱える対象者への包括的な支援が課題となっています。年齢や障がいの有無に関わらず、安心して暮らすことができるまちとして、地域共生社会を推進します。

❖ 基本施策

障がい者が必要な支援を受け安心して生活できるよう、以下の施策を推進します。

基本 目標 1

地域生活への支援

1 健やかな育ちと生活の支援

① 疾病予防・障がいの早期発見

- 市民の主体的な健康づくりの支援
- 生活習慣病予防、メンタルヘルス対策など健康増進事業及び介護予防事業の推進

② 早期療育の充実

- 早期療育へ向けた保護者支援の充実
- 療育機関を中心とした家庭及び関係機関の連携強化

③ 障がい児保育・就学前教育の充実

- 保育所巡回相談事業、保育所等訪問支援による保育・就学前教育の充実
- 放課後等デイサービスの専門性の向上

④ 特別支援教育の充実

- 個別の教育支援計画を活用した多面的なチームケアの促進
- 学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実

⑤ 地域医療体制の充実

- 医療的ケア児・者への支援の連携強化、専門的支援の提供体制の整備
- 重症心身障がい児・者の円滑な在宅移行、早期療育支援等受け入れ体制の整備

2 生活支援の充実

① 在宅生活への支援の充実

- 各種手当・年金、税や利用料の特別措置など、経済的支援制度の利用促進
- 短期入所（ショートステイ）の拡充など緊急時及び介護負担の軽減の促進

② 日中活動への支援の充実

- 多様な事業所の参入促進、サービス提供体制の充実
- サービス提供事業所と関係機関との連携強化

③ 居住の場への支援の充実

- グループホームの拡充
- 障がい者の住宅賃貸契約支援のための「居住サポート事業」の推進

④ 福祉人材の確保とサービス向上

- 福祉人材の確保・定着、人材育成を通じた福祉サービスの質の維持・向上
- 福祉事業所に対する指導監査による健全運営、適正なサービスの提供

3 相談支援体制の充実

① 相談体制の充実

- 相談支援の質の向上、関係機関と連携する体制の整備
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実

② 権利擁護の推進

- 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- 地域の見守り体制の構築、虐待防止を含む権利擁護支援の強化

③ 差別解消及び虐待防止の推進

- 障がい者差別及び合理的配慮の提供に関する啓発活動、市役所業務における取り組みの推進
- 障がい者虐待の未然防止、早期発見、早期対応

基本 目標 2

生きがい活動の促進

1 多様な社会参加の促進

① 円滑なコミュニケーション支援の充実

- 意思疎通支援事業、情報・意思疎通支援用具給付などの利用の促進
- 多様な情報提供手段による行政情報の提供

② 移動支援の充実

- 公共交通機関の利便性の向上、バリアフリー化など安全対策の充実
- 交通安全に関する啓発

③ 生涯学習の推進

- 利用しやすい学習環境の整備、多様なニーズに応じた講座の開設
- 情報提供や技術支援、意思疎通支援の積極的な実施

④ スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

- 障がいの有無に関わらず多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるイベントやサークル活動の促進
- 障がい者スポーツ・レクリエーション活動の指導者・ボランティアの育成

2 就労支援・雇用の充実

① 一般就労の促進

- 障がい者雇用に関する理解と企業などへの協力の要請
- 支援者の質の向上、就労支援及び就労定着支援の充実

② 福祉的就労の促進

- 各就労関係事業所の取り組みの促進及び相談支援事業所など関係機関の連携強化
- 障害者優先調達推進法による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

ともに支え合うまちづくり

1 障がい者にやさしいまちづくりの推進

① 障がい者理解の促進と福祉教育の推進

- 啓発活動の促進、「地域共生社会」の実現に向けた、まちぐるみの福祉教育の推進

② ふれあいの促進

- 各種イベント開催等を通じたふれあいの促進
- 「鳴門市ヘルプカード」の普及

③ ユニバーサルデザインの推進

- ユニバーサルデザイン、カラーユニバーサルデザインの推進
- 駅や商店等、民間公益施設のユニバーサルデザイン化に向けた協力要請

④ まちづくり活動への参画の促進

- 主体的な団体活動の支援、ピアサポート活動など社会貢献活動の振興
- 各種施策や事業への障がい者の参画の促進

2 安全・安心の確保

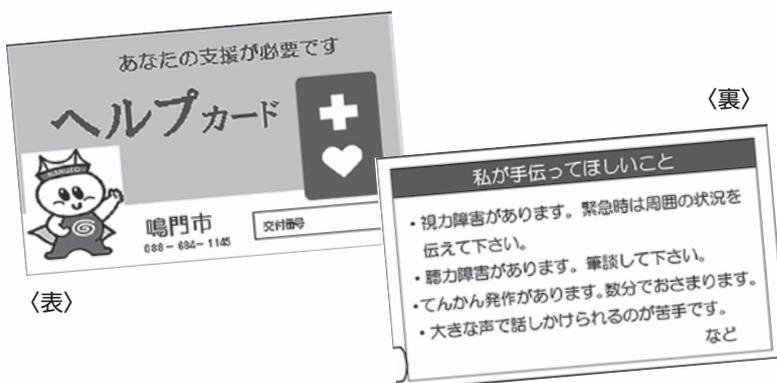
① 防災・防犯対策の推進

- 災害時要援護者避難支援登録、個別支援計画活用の推進
- 障がい者に配慮した避難訓練、避難所運営や福祉避難所の受け入れ体制の充実
- 水道などのライフラインの早期復旧や福祉サービスの継続、早期再開
- 防犯知識や消費者被害防止に向けた情報提供と地域における防犯活動の促進

② 見守りネットワークの推進

- 地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化
- 市民ボランティアの促進など市民主体のまちづくりへの支援

鳴門市ヘルプカード



障がいのある方等は、困っていてもそのことを周囲にうまく伝えられなかったり、周りの状況が把握しづらいために避難などの緊急の行動がとれなかったりする可能性があります。ヘルプカードは、本人や家族が支援してほしい内容や連絡先等を、カードに記入しておくことで、外出時に携帯することによって、困ったことがあった時や災害時に、周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。



第5期鳴門市障害福祉計画

平成30年度～32年度の3年間における、障害福祉サービスの1月当たり事業量の見込みと提供体制の確保策を、「第5期鳴門市障害福祉計画」に定めます。

❖ 基本目標

鳴門市障害者計画との調和に配慮しつつ、以下の基本目標を掲げます。

- (1) 自己決定の尊重と意思決定の支援、権利擁護支援の推進
- (2) ライフステージに応じたサービス提供体制の強化
- (3) 地域生活への移行・定着の推進と就労支援の強化

❖ 成果目標

以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
(施設入所者2人減少・地域生活移行者9人)
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
(平成32年度の一般就労移行者数11人など)

❖ 事業量の見込みと提供体制の確保策

① 訪問系サービス

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用実人数	117	119	122

▶ 訪問系サービスは、障がい者の高齢化や障がいの重症化、精神科病院からの退院促進など施設入所者の退院促進により、今後も利用の増加が想定されます。継続的に、サービスの質・量を確保するため、県や他機関と連携し、事業所が情報を共有できる場の設定、研修会の実施やその受講支援などを通して、支援者のスキルアップを図るとともに、既存事業所のサービス提供体制の充実に努めます。

②日中活動系サービス

ア 生活介護・療養介護・短期入所（福祉型・医療型）

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用実人数	168	171	174
	利用延日数	3,089	3,145	3,200
療養介護	利用実人数	22	22	22
	利用延日数	669	669	669
短期入所(福祉型)	利用実人数	22	24	26
	利用延日数	32	35	38
短期入所(医療型)	利用実人数	2	2	2
	利用延日数	8	8	8

- ▶ 既存事業所の定員増加の促進や送迎サービスの導入など、各事業所でのきめ細かなサービスの展開をはたらきかけていきます。
- ▶ 生活介護については、特別支援学校の卒業生や施設入所者の退院促進など、需要の拡大にあわせ、県と連携し新規事業所の参入を促すとともに、既存事業所の定員増加などをはたらきかけ、さらなる受け入れ体制の確保に努めます。

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練(機能訓練)	利用実人数	1	1	1
	利用延日数	22	22	22
自立訓練(生活訓練)	利用実人数	18	18	18
	利用延日数	315	315	315

- ▶ 県と連携し必要に応じて、既存の自立訓練施設の定員増加など受け入れ体制の充実に努めるとともに、各事業所でのきめ細かなサービスの展開をはたらきかけていきます。

ウ 就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	利用実人数	22	25	27
	利用延日数	275	313	338
就労継続支援A型	利用実人数	48	49	50
	利用延日数	712	726	741
就労継続支援B型	利用実人数	133	135	136
	利用延日数	1,733	1,759	1,772

- ▶ 就労については、障がい者の働く意欲の継続への支援、障がい特性に応じた業務内容や人間関係への配慮などの就労環境整備及び、市民への理解を促すための啓発活動に取り組みます。
- ▶ 「鳴門市地域自立支援協議会就労支援部会」の活動を中心に、障がい者雇用に関する企業見学の受け入れや模擬面接会への企業の参加要請、実習先・雇用先の開拓を行うとともに、ハローワークなど関係機関と就労支援事業所の連携強化を図ります。
- ▶ 「鳴門市障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、公共施設での授産製品販売の促進、市からの業務委託の拡大などに努め、工賃の上昇に努めます。

エ 就労定着支援

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	利用実人数	2	2	2

- ▶平成30年度からサービスが創設されるため、就労移行支援実施事業所を中心に、サービスの実施をはたらきかけていきます。

③ 居住系サービス

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	利用実人数	49	52	54
施設入所支援	利用実人数	98	96	94
自立生活援助	利用実人数	1	1	1

- ▶共同生活援助（グループホーム）については、施設入所支援利用者や長期入院者の地域移行などによる利用の伸びが想定されるため、県と連携し、既存事業所の定員の増加や新規事業所の参入を促進するなど提供体制の充実に努めます。
- ▶施設入所支援については、支援者間で情報共有を密にすることにより、入所状況など、入所希望者に必要な情報を速やかに提供できる体制づくりに努めます。
- ▶平成30年度からサービスが創設される自立生活援助は、相談支援事業所などを中心に、当該事業への新規参入を積極的に促進していきます。

④ 相談支援

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用実人数	36	38	40
地域移行支援	利用実人数	3	3	3
地域定着支援	利用実人数	3	3	3

- ▶計画相談支援は、利用者一人ひとりに対してより細やかな支援が提供できるよう、県と連携し、相談支援専門員の確保・育成に努めます。
- ▶地域移行支援・地域定着支援については、在宅生活を支援するサービスの充実と、サービス利用などのきめ細かな相談支援により、民間アパートや公営住宅などの一般住宅への移行を促進し、自立生活へ支援していきます。



第1期鳴門市障害児福祉計画

平成30年度～32年度の3年間における、障がい児への福祉サービスの1月当たり事業量の見込みと提供体制の確保策を、「第1期鳴門市障害児福祉計画」に定めます。

❖ 基本目標

障害者計画との調和に配慮しつつ、以下の基本目標を掲げます。

- (1) 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備
- (2) 家族支援の強化と地域社会への参加、包容の推進

❖ 成果目標

以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

- (1) 児童発達支援センターの設置
- (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
- (4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置

❖ 事業量の見込み

サービス名		項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児通所支援	児童発達支援	利用実人数	109	112	115
		利用延日数	496	510	524
	居宅訪問型児童発達支援	利用実人数	2	2	2
		利用延日数	10	10	10
	放課後等デイサービス	利用実人数	127	129	131
		利用延日数	1,205	1,224	1,243
保育所等訪問支援	年間利用実人数	38	41	44	
	利用延日数	66	71	76	
障害児相談支援	利用実人数	19	20	20	

❖ 提供体制の確保策

- ▶ 障害児通所支援は、子どもの療育・リハビリテーション、保護者の学びや育児・介護の休息のために重要であり、個々の発達状況や障がい特性に応じたきめ細やかな支援を必要とすることから、さらなる専門性の向上に向けて研修会の開催などに取り組みます。
- ▶ 障害児相談支援は、各相談先における相談の充実のため、「鳴門市地域自立支援協議会」において、相談事例の共有など障がい児支援に関する取り組みを強化するとともに、保育・教育機関、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所などと連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。また、県などと連携しながら、相談支援専門員の育成に努めます。

計画推進に向けて

❖ 円滑なサービスの実施

障害福祉サービス等の制度について、様々な媒体や機会を活用し、市民へ周知するとともに、民生委員・児童委員、ボランティア団体など地域の支援者と連携し、円滑なサービス利用につながるよう取り組みます。

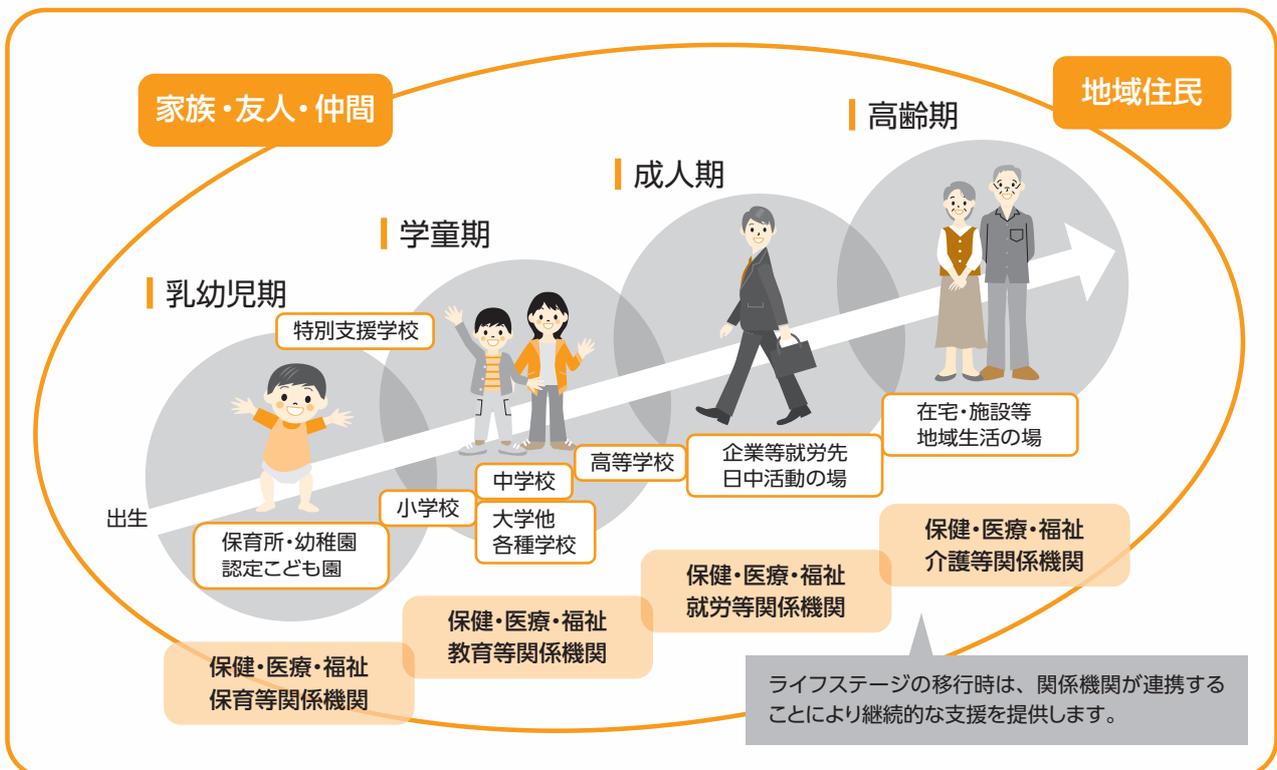
県や近隣市町、関係機関と連携し、保健・医療・福祉など障がい者支援に関わる各種資格者や専門従事者の計画的な養成と確保に努めます。また、福祉サービス事業所や保育・教育・就労機関など分野や組織を超えた合同研修会を通して、連携することにより、事業の円滑な実施を促進します。

❖ 施策推進のための体制強化

保健、教育、高齢福祉部門など庁内関係部署と横断的な連携のもと、計画を推進します。また、各ライフステージに応じた関係機関をはじめ、民生委員・児童委員、各種団体等地域の支援者とともに乳幼児期から高齢期に至るまで継続的な支援が提供できるよう連携体制の強化に努めます。

さらに、障がい者支援に関する地域課題の検討や地域ネットワークの構築を図る鳴門市地域自立支援協議会について、児童支援・権利擁護に特化した専門部会の新設など協議体制の一層の充実を図ります。

● 障がい児・障がい者への支援の輪



鳴門市障害者計画・第5期鳴門市障害福祉計画・第1期鳴門市障害児福祉計画 <平成30年3月>

発行 徳島県鳴門市

編集 徳島県鳴門市健康福祉部社会福祉課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL: 088-684-1145 FAX: 088-684-1337 Eメール: shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp